

要望区間票作成のしかた

○要望区間票作成のしかた

1 枚目：要望箇所の道路を、インターネット等を利用した地図（例：グーグルマップ等）から選び貼付け、その区間の起点と終点の住所、交差点番号、交差点名称、道路管理者、交通管理者を記載してください。

※起点と終点は明確に記載願います。

※都道府県名から記載してください。

※地図の枠外に、その区間を通行する際の「出発地」「着地」の住所を記載してください。（特殊車両通行許可証や申請の仮算定など経路のわかるものの添付が望ましい。）



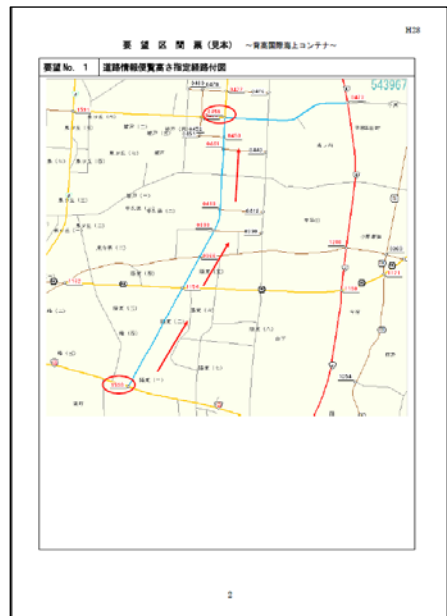
2 枚目：1 枚目に指定された経路及び交差点番号について道路情報便覧付図を添付する。

※基本的には都道府県トラック協会で作成してください。

※道路情報便覧付図は国土交通省のホームページ「特殊車両通行許可申請におけるオンライン申請の紹介」からダウンロードしてください。

最新は Ver.201603 (H28.4.20 現在) です。

※[ダウンロードについてはここをクリックしてください。](#)



3 枚目：平面上で道路が通行可能か判別できない場合には、必要に応じて立体的に把握できるよう航空地図をつけて下さい。（グーグルマップ等を活用）

※基本的には都道府県トラック協会で作成してください。

※立体交差等、地図上でわかりにくい場合のみ添付してください。



- ≫ 要望区間票（見本）
- ≫ 要望区間票 提出フォーム（ダウンロード）

※わかりやすい地図の添付をお願いします。

また、終点が発着地の場合（特に工場など）は、手書きで構いませんが、どこを通るのか判断のできるもの、また道路名を必ず記入するようにしてください。（市町村道の場合は、各市町村に確認をしてください）

※1つの経路に対して道路管理者（国、都道府県）が複数になる場合は、地図も道路管理者毎に作成して下さい。

※作成方法等について不明の点がありましたら、下記までお問い合わせください。

○要望書作成の注意事項

以下については、要望できません。

- ①トンネル、高架橋等で物理的に不可能な区間を含む場合
- ②「大型車進入禁止」など、禁止区間を含む場合
- ③過去3年間、たびたび要望されているにも関わらず、指定されていない道路
- ④生活道路等を含む場合（特に駅前、スクールゾーン、住宅街など）

（本件の問い合わせ先：全ト協 輸送事業部 竹内 TEL 03-3354-1038）